

祭礼・イベント等で飲食物を提供する皆様へ 短期食品提供届の提出について

短期食品提供届とは？

不特定又は多数の方に飲食物を提供する方は、原則として営業許可申請が必要ですが、下記の条件のいずれかに当てはまる場合は、営業許可申請が不要になります。

ただし、食中毒等の事故防止のため、事前に管轄保健所の窓口で「短期食品提供届」を提出し、管轄保健所の指示に従って頂く必要があります。

提供できる食品の条件や施設基準については、営業許可を取得する場合と同じです。

条件① 地方公共団体やPTA等が主催する公共的、教育目的を有する行事に、主催者が自ら出店する場合

例) 学校の文化祭で、学校関係者（教師、学生、保護者等）が自ら出店する 等

条件② 出店回数が年に1〜2回で、出店日数が連続して3日以内の場合

例) 普段は別な仕事をしているが、年に1回だけ町内会の祭礼に協力する 等

提供出来る品目（メニュー）の具体例

煮 物：おでん、玉こんにゃく、煮込み

汁 物：豚汁、けんちん汁

焼 物：焼きとり、焼きそば、たこ焼き、お好み焼、大阪焼き、フランクフルト、いか焼き、焼きぎょうざ、鮎の塩焼き、ういの貝焼き

蒸 物：じゃがバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい

揚 物：から揚げ、フライドチキン、フライドポテト、アメリカンドッグ、串かつ

酒 類：生ビール、日本酒、焼酎等

その他：即席カップ麺にお湯を入れたもの

喫茶類：かき氷、清涼飲料水、コーヒー、紅茶、甘酒、ところてん、アイスクリーム類小分け

※かき氷に使用する氷は、許可施設で製造された氷に限ります。

※生もの（生の果物をその場で絞った生ジュース等）の提供は出来ません。

※缶やペットボトルに入った清涼飲料水（乳類以外）を、開封せずにそのまま販売する場合、許可を取得する必要はありません。

※アイスクリーム類小分けについては、カートリッジ式のアイスクリーム類を押出式のソフトクリームマシーンで盛り付けたものに限ります。

焼菓子：大判焼き、クレープ（生クリームは不可）、ベビーカステラ、焼き団子、五平餅

揚菓子：ドーナツ、チュロス、芋けんぴ

あめ類：果実あめ（りんごあめ等）、べっこうあめ、カルメ焼

その他：果実チョコ（チョコバナナ等）

※綿あめに関しては、許可を取得する必要はありません。

販 売：牛乳、加工乳、乳飲料等

※乳類に関しては、本来販売するだけで営業許可（乳類販売業）を要しますが、上記の要件（許可を要しない場合）にあてはまる方については、事前に短期食品提供届を提出することにより販売が可能となります。

提供出来ないもの

①生もの（刺身、寿司、自家製生クリーム等）

②生野菜（レタス、トマト等）を生のまま使用したもの

③加熱調理した後、複雑な調理加工を行うもの（おにぎり、いなりずし等）

④調理・製造に多量の水を必要とするもの（うどん、そば等）

⑤魚介類や食肉の販売（販売するには営業許可が必要です。ただし、テント等の簡易な施設での販売は認められていません。）

※水道直結の給排水設備及び流し（シンク）を設置している場合、④は除外されます。

※屋外でついた餅については提供が認められていません。

届出の流れ

出店者の方は、事前に管轄保健所へ「短期食品提供届」を提出し、管轄保健所の事前指導を受ける必要があります。提供出来る品目が限られるほか、必要な設備の基準（施設基準）がありますので、お早めにご相談ください。

①事前相談

事前に管轄保健所に提供食品の条件や施設基準等について確認してください。

届出用紙については管轄保健所の窓口または福島県食品生活衛生課ホームページから入手することが出来ます。

②短期食品提供届の提出

届出用紙に必要事項を記入し、管轄保健所へ提出してください。手数料等はありません。

提出した届出用紙は返却されませんので、必要な方は事前にコピーを取っておきましょう。

③出店開始

管轄保健所の指示に従い、衛生的に食品を取り扱しましょう。

施設基準

①施設やその周辺が不潔な場所でないこと

②施設には屋根、側壁（またはシート等の覆い）があること。

また、清掃しやすく、全ての設備を収容でき、使用しない場合衛生的に保管できる構造であること。

③必要に応じ、器具類の洗浄設備及び手洗い設備（流し（シンク）、蛇口付の給水タンク等）があること。

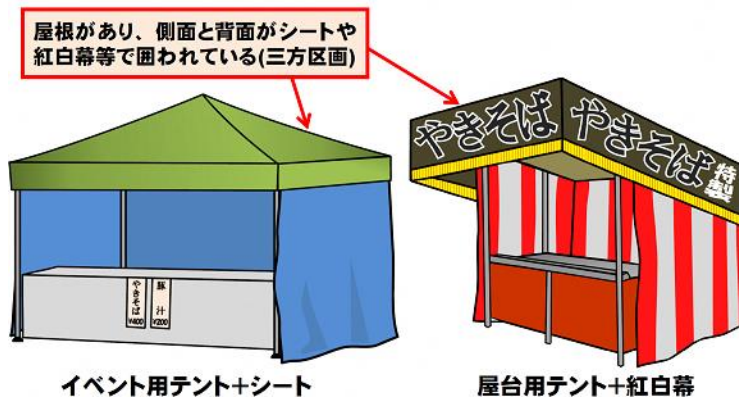
④必要に応じ冷蔵設備があること。

⑤不浸透性材料（汁が漏れない素材）の廃棄物容器（ゴミ箱）を備えること。

また、十分な容量があり、ふたが付いている容器を使用すること。



一般的な出店設備の例



お問い合わせ先

県北保健福祉事務所（県北保健所） 食品衛生チーム 電話024-534-4305

管轄地域：二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

県中保健福祉事務所（県中保健所） 食品衛生チーム 電話0248-75-7821

管轄地域：須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

県南保健福祉事務所（県南保健所） 食品衛生チーム 電話0248-22-5487

管轄地域：白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

会津保健福祉事務所（会津保健所） 食品衛生チーム 電話0242-29-5516

管轄地域：会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

南会津保健福祉事務所（南会津保健所） 衛生推進課 電話0241-63-0308

管轄地域：下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

相双保健福祉事務所（相双保健所） 食品衛生チーム 電話0244-26-1358

管轄地域：相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村